

# 主な論点

(認知症対応型共同生活介護について)

- 認知症対応型共同生活介護の特性(運営基準で「利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う」と規定。)である利用者の役割を生かすケアを推進するための方策をどのように考えるか。
- 酸素療法、カテーテル、疼痛の看護など重度化した医療ニーズのある入居者に対応する医療連携をどのように考えるか。
- 夜間ケア加算について現行要件では取得が困難であるとの意見があったが、ユニット毎に1名夜勤を配置する現行の人員配置基準を踏まえ、夜間・深夜時間帯における加算による人員の加配についてどのように考えるか。
- 制度創設当初と比較して入居者の要介護度の重度化により、備え付けの福祉用具では対応が困難となっている実態を踏まえ、どのように考えるのか。
- 運営推進会議のあり方及び外部評価の仕組みについてどのように考えるか。

(認知症対応型通所介護について)

- 利用者がそれぞれの役割をもって日常生活を送ることができるよう配慮して行われてきた認知症対応型通所介護であるが、今後、通所介護における機能に着目した事業内容の類型化に関する議論を踏まえ、その位置づけをどのように図っていくか。
- 事業規模にも関わらず、「3人以下」とされている共用型デイサービスにおける現行の定員基準についてどのように考えるか。

(認知症に関連した介護報酬について)

- これまで累次の介護報酬改定の中で、認知症に関連した加算が多く創設されてきたが、認知症要介護高齢者は今後も増加する見込みであり、認知症への対応を更に進めるためには、これらの加算についてどのように考えるか。